



青森県報

第二千十四号

平成十四年四月二十六日(金曜日)

目次

告示	青森県告示第二百二十四号	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、東通村長から東通村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。	一
字区域の変更	(市) 振興町 振興町 課	一	一
救急診療所の設置	(健康医療課)	二	二
地籍調査事業計画	(農村整備課)	二	二
土地収用法による事業の認定	(監理課)	二	二
基本測量の実施	(同)	二	二
基本測量の終了	(同)	三	三
道路の供用の開始	(道路課)	三	三
豪雪地帯対策特別措置法による町道に関する工事の完了	(同)	三	三
公 告			
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(健康医療課)	三	三
右 同	(同)	四	四
大規模小売店舗の変更の届出	(経営振興課)	四	四
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	五	五
建設業者の許可の取消し	(八戸県土整備事務所)	六	六
右 同	(十和田県土整備事務所)	六	六
右 同	(同)	六	六

告 示

青森県告示第二百二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、東通村長から東通村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

下北郡東通村

大字蒲野沢字荷橋三の二の一部、三の六の一部、一四の一部、一九の二の一部、一九の二、二八の二三の一部、二八の二八、二八の二九の一部、二八の五の一部、二八の七四の一部、二八の七五、二八の一〇一の一部、二八の一〇二、二八の一〇五の一部、二八の二七の一部、二八の一四三の一部、二八の二五二の一部、二八の二七三から二八の一七六の各一部、大字蒲野沢字戸沢三の二の一部、三三の一四四の一部、大字蒲野沢字外畑九七の二九の一部、九七の三〇、大字蒲野沢字石持山五の一五及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部を大字目名字新橋に編入する。

大字目名字新橋二の二六の一部、二の一七一、二の一七二、一六の一部、一七の一部、一九の三一の一部、大字蒲野沢字戸沢三四の二の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部を大字蒲野沢字荷橋に編入する。

大字蒲野沢字荷橋三の二の一部、大字蒲野沢字外畑九七の二九の一部、大字目名字新橋一九の三一の一部を大字蒲野沢字戸沢に編入する。

青森県告示第二百二十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急診療所を認定したので、同令第一条第一項の規定により告示する。

平成十四年四月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	認定の有効期限
はちのへ99クリニック	八戸市南類家五丁目一の八	平成十七年四月二十五日

青森県告示第二百二十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成十四年度地籍調査事業計画を次のとおり定めしたので、同条第五項の規定により公示する。

平成十四年四月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調査期間
青森市	大字鶴ヶ坂字田川の一部 大字戸門字土筆山、山部、見通	平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日まで
弘前市	大字小沢字前沢、井沢、山崎	
八戸市	大字白銀町字左新井田道 湊高台六丁目の一部	
黒石市	浦町二丁目の一部、中町の一部、浜町の一部、緑町二丁目の一部、緑町三丁目、ぐみの木二丁目、道北町、寿町、若葉町、旭町、野添町の一部、大字株梗木字李木下	

五所川原市	大字前田野目字砂田、野脇、鞠ノ沢、長峰、桜ヶ峰 大字高野字広野 大字持子沢字隠川
むつ市	大平町の一部

青森県告示第二百二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定により事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年四月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 起業者の名称
六ヶ所村
 - 二 事業の種類
六ヶ所村泊地区イベント広場整備事業
 - 三 起業地
1 収用の部分
青森県六ヶ所村大字泊字川原及び同大字字村ノ内地内
 - 2 使用の部分
なし
 - 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
六ヶ所村役場
- 青森県告示第二百二十八号
- 国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。
- 平成十四年四月二十六日
- 青森県知事 木 村 守 男
- 作業種類

基本測量

二 作業期間

平成十四年五月十日から同年六月二十八日まで

三 作業地域

上北郡横浜町

青森県告示第二百二十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十四年四月二十六日

青森県知事 木村守男

一 作業種類

基本測量

二 作業期間

平成十三年五月七日から平成十四年二月二十八日まで

三 作業地域

青森市及び陸奥湾

青森県告示第二百三十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年五月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年四月二十六日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 岩崎西目屋弘前線	弘前市大字黒土字川合八四の二から弘前市大字高野字目屋川一七の一まで	平成十四年四月二十六日

青森県告示第二百三十一号

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第十四条第一項の規定により行った次の町道に関する工事が完了したので、豪雪地帯対策特別措置法施行令(昭和四十六年政令第三百六十七号)第一条第一項後段の規定により告示する。

平成十四年四月二十六日

青森県知事 木村守男

路線名	工事区間	工事の種類	工事了の日
町道二号线	南津軽郡平賀町大字新屋字平野八六の七から南津軽郡平賀町大字小和森字下田川一七九まで	改築(道路改良)	平成十四年三月六日

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年四月二十六日

青森県知事 木村守男

- 一 物品等の名称及び数量
- 二 医事会計・給食・薬剤管理システムの電子計算機等の賃貸借一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 青森県立中央病院企画情報課
- 五 青森市東造道二丁目の一
- 六 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

エヌイーシーリース株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区中央四丁目六の一

六 契約金額

五千九百七十二万四千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号の規定に適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年四月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 物品等の名称及び数量

オーダリングシステム（平成十一年三月稼働分）の電子計算機等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院企画情報課

青森市東造道二丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

エヌイーシーリース株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区中央四丁目六の一

六 契約金額

一億二千二百二十三万二千六百元

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号の規定に適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。

~~~~~  
大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年四月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）柳川ショッピングセンター

青森市柳川二丁目四の二一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森木材防腐株式会社

青森市柳川二丁目四の二一

代表取締役 小笠原金哉

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社テオー小笠原

北海道函館市港町三丁目一八の一五

代表取締役 小笠原正

2 青森県民生活協同組合

青森市大字羽白字沢田三〇一の一

理事長 井筒智義

3 株式会社翁屋

青森市南佃二丁目一八の一五

代表取締役 斎藤巳干郎

4 有限会社シンコウ

青森市金沢三丁目一の二三

代表取締役 小倉新一

5 株式会社サクラ中薬局

青森市問屋町二丁目二〇の七

代表取締役 桜井清

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置の位置及び収容台数	荷さばき施設の位置及び面積	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	大規模小売店舗の面積の合計	区	分	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日	
					大規模小売店舗内の店舗面積の合計	変更前	変更後	変更年月日										
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置の位置及び収容台数	荷さばき施設の位置及び面積	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	大規模小売店舗の面積の合計	四、六二六平方メートル	一四二台	一六台	二〇六平方メートル	三二立方メートル	六、〇六三平方メートル	四三〇台	六〇台	二二四平方メートル	三八立方メートル	平成一四・三・七	〃	〃	〃
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置の位置及び収容台数	荷さばき施設の位置及び面積	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	大規模小売店舗の面積の合計	三か所	四か所	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

駐車場等の位置については、届出書の添付図面のとおり

五 届出年月日

平成十四年四月十六日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年四月二十六日から同年八月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年四月二十六日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、高橋地区の県営土地改良事業(ほ場整備事業(担い手育成型)(緊急農地集積ほ場整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月二十六日

青森県知事

木 村 守 男

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月三十日から同年五月二十九日まで

三 縦覧の場所

福地村役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年四月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社富岡内装

二 代表者の氏名 富岡 英夫

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字根城字ヌタゴ四五の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第七五〇七号

五 取消年月日 平成十四年四月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築一式、大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年三月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年四月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 奥羽電機工業株式会社

二 代表者の氏名 沼山 昭男

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字赤坂五の六一

四 許可番号 青森県知事許可（般 九）第九四五号

五 取消年月日 平成十四年三月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木一式、機械器具設置、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年三月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年四月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 奥羽電機工業株式会社

二 代表者の氏名 沼山 昭男

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字赤坂五の六一

四 許可番号 青森県知事許可（特 九）第九四五号

五 取消年月日 平成十四年三月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

電気、管、電気通信、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年三月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東 奥 印 刷 株 式 会 社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭